<Q&A対策集>

【告訴に踏み切った動機】

・盗難車の購入店に問い合わせたところ、このバイクは機器構造上、７分で盗み出せる程の単純な構造ではなく、盗難した者もプロ級の腕を持ち、組織的な犯罪も考えうるとの助言をいただきました。

・警察に対し被害届を提出しましたが、盗難被害車種の特徴についての質問もなく、当マンションでは複数のカメラが設置されており、犯人の出現経路及び、逃走経路、犯行現場での犯人の行動や特徴・時間までも判明しているにも関わらず、軽犯罪であるかのようにしか処理されていません。

 出現現場にはコンビニがあり、またマンション前にもコンビニがあります。

 しかしながら、それらの防犯カメラ映像を調査する等は行われておらず、調査は不十分と考えます。

 また遺留品（シートカバー・廃棄されていたエンジン始動用のキーシリンダー）にも証拠品としての

興味を示さず、現在は私が現在保管しているような状況です。

・日本二輪車安全協会から出されている平成２６年度情報を元に二輪車盗難認知件数からしても、

福岡・大阪・神奈川に次いで４番目に兵庫が上げられており、特徴的な点は全て港を保有している

街となります。勿論のことながら、警察庁のシステムとも接続されているグッドライダーズ

（防犯登録情報）が及ばない、海外に輸出し転売されていることも容易に考えられます。

・私はバイクを守るために、警察庁ともシステムの接続されている日本二輪車安全協会の推奨されている防犯方法を十分に実施しており、それでも尚且つ盗難にあってしまう現状では、個人対策としてはこれ以上被害を防止する手だてはないことを指し示しています。

・今回のケースでは、車種が特定されないようにバイクカバーを掛けた上で、そのバイクカバーを

 通すように極太金属チェーンで建物に固定されていたにも関わらず、同マンションに並ぶ防犯対策が施されていないバイクには手を付けずに、事前から狙っていたかのように犯行に及んでいます。

 単なる通りすがりで魔が差したといった犯行ではない事は明白です。

・手口があまりに巧みに計画性があり実行された点や、短時間での犯行におよぶことよりプロの犯行として断定されてもおかしくはないと考えます。また尼崎は大阪府に隣接し、同様に盗難件数が多いことからも、広域犯罪事件として各警察連携の上、同様事件が近隣で発生していないか等も踏まえ、視野を広げて捜査いただきたく、又犯人を厳重に処罰されたく、ここに告訴に踏み切った次第です。

・この本件の調査・解決により、余罪や複数の盗難事件解決にも繋がり社会安全が守られるのではないかと考えます。

・単なる通りすがりの盗難事件ではなく、狙いを定めた計画的犯行であり、当事件は十分に窃盗罪に

該当すると考えます。また器物破損や、不法侵入等の罪にも問うことができると考えています。

・破壊されたエンジン鍵部の一部及び、バイクカバーは物的証拠として提出することが可能であり、

 十分な捜査をしていただければ、犯行手口の詳細や過去事例と照らし合わせ、犯人の特徴を特定することは十分可能と考えます。

・科学捜査の手法を用いれば、乗車し乗り付けてきたバイクの大きさ、及び逃走現場の映像からも、

犯人の身長や、ヘルメットの特徴からもメーカー名を割り出す等の事も可能であり、犯人の特徴が

 より明確に判明すると考えます。乗り付けてきたバイクのナンバープレートも読み取れるように

 なるかも知れません。

・日本のバイクには防犯登録がなされており、ナンバープレートも登録されています。

今回のこの計画性からも犯人は被害届が提出されるであろうことも承知の上での犯行と考えます。

従いまして、海外への輸出目的（販売目的）での窃盗である可能性は非常に高く、

 組織的犯罪の可能性も十分に考えられます。

・日本では二輪車の盗難が軽犯罪として処罰されることが多いため、犯人はそれを逆に利用し

「非」重要犯罪であるかのように犯行に及んでいます。

・僅か７分での犯行と考えると、プロ・ベテランによる犯行として断定もでき、

今回の事件においてこれだけの証拠や犯行手口の証拠映像が残されていることより、

その他複数の事件解決の糸口にもなり、複数への事件解決にも貢献できるものではないかと

考えております。

従いまして、残されていた遺留品及び、当マンションに於いての防犯カメラの映像を

提供させていただきたく、こちらに赴いた所在でございます。

・今回の事件に於きましては、精神的な負担・ダメージもかなり大きく、

例えどのよう示談を持ちかけられたとしても受け入れるつもりは一切ございません。

犯人検挙の際には、示談には応じないすべを犯人にお伝えいただいても結構です。

また、必要であればここに署名させていただいても結構です。

従いまして、今回の告訴を取り下げるつもりは微塵もございません。

それ相応の厳罰をもって対処いただきたく、又、重大事件として取り上げていただきたく、

今回の告訴に踏み切りました。

・防犯カメラ映像より、犯行当日の０５時２２分０８秒より犯人は死角に移動しますが、

 ０５時２３分０４秒に再度出現するまでの約１分間、何をしていたのでしょうか。

 また犯人の右手が耳元にあって点を考える、どこかと携帯電話で会話をしていたのではないか

と考えます。もし仮にそうであるとすれば、各社の通信記録を確認すれば、

 通信先情報等の取得も可能ではないでしょうか。

【余談】

・また余談ではございますが、民事訴訟も視野に入れて考えており、十分な証拠集めも必要なことより

 協力的に捜査に当たっていただければ幸いです。